

◎新潟県告示第1113号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において令和4年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世